

独立行政法人住宅金融支援機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部を改正する省令案について

平成 21 年 5 月 1 日
財務省大臣官房
政策金融課
国土交通省住宅局総務課
民間事業支援調整室

1. 改正の概要

平成 20 年 12 月 15 日に公表された「住宅・不動産市場活性化のための緊急対策」における施策の一として、「住宅金融支援機構による事業資金の調達円滑化支援」が掲げられており、また、平成 21 年 4 月 10 日に取りまとめられた「経済危機対策」においても、「住宅・不動産事業者の円滑な資金調達支援（住宅金融支援機構のまちづくり融資の拡充等）」が具体的施策とされているところである。

本省令は、これを受け、独立行政法人住宅金融支援機構がその建設等について融資を行うことができる合理的土地利用建築物の範囲等に係る規定を改正し、融資対象の拡大を図ることをもって、我が国の住宅・不動産市場の活性化と併せて良好な市街地環境を確保した住宅供給を促すものである。

具体的には、独立行政法人住宅金融支援の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成 19 年財務省・国土交通省令第 1 号。以下「機構省令」という。）の附則を一部改正し、平成 24 年 3 月 31 日までの時限的措置として、独立行政法人住宅金融支援機構法第 2 条第 7 項に規定する合理的土地利用建築物の法定容積率充足要件について一定の緩和を行う。

※合理的土地利用建築物の空地要件、事業要件、最低敷地面積要件及び省令準耐火建築物の定義については、機構省令を改正し、一定の緩和を図ったところ（平成 20 年 12 月 22 日施行及び平成 21 年 4 月 30 日施行）。

（改正の内容）

- ・ 合理的土地利用建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度の緩和
（現 行）建築基準法第 52 条第 1 項から第 9 項までの規定による限度の 1/2
（改正後）建築基準法第 52 条第 1 項から第 9 項までの規定による限度の 1/3 程度
※ 機構省令第 37 条の特例として措置する。

※上記の特例について、機構省令の附則改正で時限的措置とする予定。

2. 今後のスケジュール

公布 未定

施行 未定（公布日と同日を予定）